

## 慢性疾患児の効果的な支援方策に関する研究 平成7年度 総括研究報告

分担研究者 松尾宣武

### 要約：

義務教育は、全ての子供に保証されるべき基本的人権である。しかし、日本小児科学会認定医研修病院において、院内学級は半数以下の施設に存在するにすぎず、学齢期長期入院児の約3割は教育機会が与えられていない。本研究班は、慶應義塾大学病院（担当 渡辺久子）、聖路加国際病院（担当 細谷亮太）、都立清瀬小児病院（担当 長谷川行洋）における入院児教育の現状分析を行い、1)入院児の教育の特質、2)入院児の教育モデルに検討を加えた。

見出し語：慢性疾患児，教育環境，義務教育，小児病棟，補装具

### 研究組織

#### 分担研究者

松尾宣武（慶應義塾大学小児科）

#### 研究協力者

千野直一（慶應義塾大学  
リハビリテーション科）

細谷亮太（聖路加国際病院小児科）

渡辺久子（慶應義塾大学小児科）

長谷川行洋（都立清瀬小児病院小児科）

### リサーチクエスチョン

本研究班のリサーチクエスチョンは次の2つである。1)慢性疾患児及び家族の病棟におけるクオリティ・オブ・ライフ向上のために、どのような

慶應義塾大学医学部小児科学教室

Department of Pediatrics, Keio University  
Medical School

施設、人員が必要か。2)補装具の効果的な交付はどのようにあるべきか。以下、リサーチクエスチョン#1の研究成果を総括し、リサーチクエスチョン#2についても付記することとする。

### 背景

本研究班では、最優先課題として慢性疾患児の教育環境の改善をとり上げることとした。以下に列挙する理由による。①義務教育は、すべての子供に保証されるべき基本的人権である。しかし、小児科学会認定医研修病院においてさえ、院内学級は半数以下の施設に存在するにすぎず、学齢期長期入院児の約3割は教育機会が与えられていない。②日本政府は1994年4月ユネスコこどもの権利条約に批准した。2年後即ち本年度は、こどもの人権確保のためにとられた具体的方策をユネスコに報告する義務を有

する。しかし、筆者が日本ユネスコ事務局、文部省、厚生省に問合わせた限り、具体的な対応(含計画)はなされていない。③わが国義務教育の荒廃は年年深刻さを深めている。その重要な一因は、知識偏重・画一的教育にあると推測される。病気療養児の教育も画一的で、いわゆる病弱養護学校、病弱・身体虚弱特殊学級の発想の域を出ていない。

### 対象及び方法

下記の慢性疾患児を対象とした。内訳は、心身症38名(慶大病院)、悪性腫瘍11名(聖路加国際病院)、糖尿病33名(都立清瀬小児病院)である。これらの患児の家族及びそれらの入院治療に関わった医療・教育関係者に面接・アンケート調査を行い、病気療養児の教育の現状と問題点を検討した。

### 成績及び考察

いずれの施設においても、入院児の教育環境は理想からほど遠い状態にあった。こどもの教育権の中身の再検討が必要不可欠で、単に、訪問学級や担当教師の数を増加させることは、必ずしも入院児の教育環境の改善につながるとは考え難い。入院児の教育の特質を考慮し、文部省は病院に常勤する教育・カウンセリング担当者の導入により、外来・入院治療と学校教育の連携統合を促すことが望まれる。

以下、項目別に問題点に言及する。

### 教室

比較的恵まれた分校設備を有する都立清瀬小児病院においてさえ、病棟内に教室はなく教室に代用しうるスペースも存在しない。慶應大学病院、聖路加国際病院小児病棟も同様である。日本小児科学会学校保健委員会による学会認定

医制度研修施設病院を対象とするアンケート調査によれば、回答のあった351病院中29病院(8%)に自習室があるに過ぎない。病棟内に自習室、教室用スペース(計2室)を設置することは、優先順位の高い課題と考えられる。

### 人員

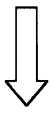
聖路加国際病院小児病棟では、訪問教育は養護学校訪問教員担当教育によって行なわれている。これらの教員は肢体不自由養護学校に所属し、肢体不自由児の教育経験を有するが、病気療養児の教育経験に乏しい。言うまでもなく、肢体不自由児の教育課程と病気療養児の教育課程は全く異なる。慢性疾患児の教育担当者には患児の心理的葛藤に対する共感や理解が必要不可欠であることは改めて述べるまでもない。

### 個別化

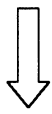
慶應大学病院小児病棟では、多数の心身症児が入院中である。これらの患児は全て、学校生活そのものが、心身症発症の一つの要因である。入院生活は、家庭と学校での葛藤からの緊急避難の役割を果たす。患児は心身の安静と休養を保障されるべきであり、院内学級、訪問学級を拒否する自由が与えられるべきである。

### 行政

病気療養児の教育は、病弱養護学校、病弱・身体虚弱特殊学級によるとする、文部省の従来の枠組みを根本的に見直すべきである。また、これらの学校(級)の名称は社会的偏見の一因となっているので、名称変更することが望ましい。また一般校の教員を病院配属とする試みを開始するべきである。



**検索用テキスト** OCR(光学的文字認識)ソフト使用  
論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約:

義務教育は、全ての子供に保証されるべき基本的人権である。しかし、日本小児科学会認定医研修病院において、院内学級は半数以下の施設に存在するにすぎず、学齢期長期入院児の約 3 割は教育機会が与えられていない。本研究班は、慶應義塾大学病院(担当渡辺久子)、聖路加国際病院(担当細谷亮太)、都立清瀬小児病院(担当長谷川行洋)における入院児教育の現状分析を行い、1)入院児の教育の特質、2)入院児の教育モデルに検討を加えた。